

## 職業実践専門課程等の基本情報について

学校名	設置認可年月日	校長名	所在地			
中央医療歯科専門学校	平成10年3月20日	星野 寛一	〒 370-0026 (住所) 群馬県太田市東本町41-12 (電話) 0276-25-8833			
設置者名	設立認可年月日	代表者名	所在地			
学校法人有坂中央学園	昭和40年12月24日	中島慎太郎	〒 371-0844 (住所) 群馬県前橋市古市町1-49-1 (電話) 027-256-7000			
分野	認定課程名	認定学科名	専門士認定年度	高度専門士認定年度	職業実践専門課程認定年度	
医療	医療専門課程	歯科衛生士学科	平成19年文部科学省告示第20号	-	平成26年3月31日	
学科の目的	本学科は、歯科衛生士に必要なり知識技能を修得せしめ、社会に優位有能なる実践的人物を養成する事を目的とする					
学科の特徴(取得可能な資格、中退率等)	歯科衛生士国家試験受験資格					
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数	講義	演習	実習	実験
3年	昼間	※単位時間、単位いずれかに記入 2,630 単位時間	1,335 時間	0 単位時間	1,295 単位時間	0 単位時間
生徒総定員	生徒実員(A)	留学生数(生徒実員の内数)(B)	留学生割合(B/A)			
120人	74人	0人	0%			
就職等の状況	■卒業者数(C)	20人				
	■就職希望者数(D)	20人				
	■就職者数(E)	20人				
	■地元就職者数(F)	12人				
	■就職率(E/D)	100%				
	■就職者に占める地元就職者の割合(F/E)	60%				
	■卒業者に占める就職者の割合(E/C)	100%				
■進学者数	0人					
	■その他					
(令和6年度卒業者に関する令和6年5月1日時点の情報)						
■主な就職先、業界等 令和5年度卒業生 歯科医院						
第三者による学校評価	■民間の評価機関等から第三者評価: 有 ※有の場合、例えば以下について任意記載					
当該学科のホームページURL	<a href="http://www.chuo.ac.jp/cis/">http://www.chuo.ac.jp/cis/</a>					
企業等と連携した実習等の実施状況(A、Bいずれかに記入)	(A : 単位時間による算定)					
	総授業時数	2,630 単位時間				
	うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数	900 単位時間				
	うち企業等と連携した演習の授業時数	0 単位時間				
	うち必修授業時数	2,630 単位時間				
	うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数	900 单位時間				
	うち企業等と連携した必修の演習の授業時数	0 单位時間				
	(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)	0 単位時間				
	(B : 単位数による算定)					
	総授業時数	単位				
うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数	単位					
うち企業等と連携した演習の授業時数	単位					
うち必修授業時数	単位					
うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数	単位					
うち企業等と連携した必修の演習の授業時数	単位					
(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)	単位					
教員の属性(専任教員について記入)	① 専修学校の専門課程を修了した後、学校等においてその担当する教育等に從事した者であって、当該専門課程の修業年限と当該業務に從事した期間とを通算して六年以上となる者	(専修学校設置基準第41条第1項第1号)				
	② 学士の学位を有する者等	(専修学校設置基準第41条第1項第2号)				
	③ 高等学校教諭等経験者	(専修学校設置基準第41条第1項第3号)				
	④ 修士の学位又は専門職学位	(専修学校設置基準第41条第1項第4号)				
	⑤ その他	(専修学校設置基準第41条第1項第5号)				
	計	4人				
		上記①～⑤のうち、実務家教員(分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を想定)の数				

1. 「専攻分野に関する企業、団体等(以下「企業等」という。)との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係

(1) 教育課程の編成(授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。)における企業等との連携に関する基本方針

本学科は職業実践の推進を図ることを目的に、中央医療歯科専門学校歯科衛生士学科と企業等が有する知識・技術・技能を統合し、座学の連携を推進することにより、人材の専門性を向上させ、地域の産業振興や社会貢献を図り、実務実践能力の育成に資する事を目的とする。

(2) 教育課程編成委員会等の位置付け

※教育課程の編成に関する意思決定の過程を明記

教育課程編成委員会は校内組織上、職員会議の上位に位置付けしており、教育過程編成委員会より出された意見については副校長を中心にして学科で具現化を図り、次年度の教育過程の編成反映させている。

(3) 教育課程編成委員会等の全委員の名簿

令和6年7月31日現在

名 前	所 属	任 期	種 別
小野 好一	太田新田歯科医師会	令和6年4月1日～令和7年3月31日	①
飯塚 光宏	飯塚歯科医院	令和6年4月1日～令和7年3月31日	③
對比地 悟	ついひじ歯科医院	令和6年4月1日～令和7年3月31日	③
永倉 学	永倉歯科医院	令和6年4月1日～令和7年3月31日	③
星野 寛一	中央医療歯科専門学校 校長		
戸田 恵理	中央医療歯科専門学校学事教務部 課長 (歯科衛生士)		
細井 亮太	中央医療歯科専門学校 学事教務部事務課 課長代理		

※委員の種別の欄には、企業等委員の場合には、委員の種別のうち以下の①～③のいずれに該当するか記載すること。  
(当該学校の教職員が学校側の委員として参画する場合、種別の欄は「ー」を記載してください。)

①業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、

地方公共団体等の役職員(1企業や関係施設の役職員は該当しません。)

②学会や学術機関等の有識者

③実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員

(4) 教育課程編成委員会等の年間開催数及び開催時期

(年間の開催数及び開催時期)

年2回

(開催日時(実績))

第1回 令和6年4月4日(木) 17:00～18:00

第2回 令和6年10月予定

(5) 教育課程の編成への教育課程編成委員会等の意見の活用状況

※カリキュラムの改善案や今後の検討課題等を具体的に明記。

教育課程編成委員会で提言された意見を集約し、学科教員で内容の検討を行う。有効かつ実現可能な案件は改善・工夫を行う。具体的には、歯科医院でのマナーなど職種独自の学びはできるかという意見に対し、コミュニケーション論取り入れている。

2. 「企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習(以下「実習・演習等」という。)の授業を行っていること。」関係		
(1) 実習・演習等における企業等との連携に関する基本方針 医療人としての自覚を養うと共に実際の業務を学習する。卒業後の業務に対し速やかに対応できる能力を身に付ける。		
(2) 実習・演習等における企業等との連携内容 ※授業内容や方法、実習・演習等の実施、及び生徒の学修成果の評価における連携内容を明記 本校開講科目「臨床・臨地実習 I・II・III」の中で、連携企業等にて職業実践のための演習・実習を行う。実習施設として登録している医院等に対して実習内容を依頼(書面) 実習期間中には1~3回実習施設へ訪問し、院長又は実習指導者との内容確認や情報交換を実施。実習終了時には、実習指導者による5段階評価を踏まえ、学生の成績評価・単位認定を行う。		
(3) 具体的な連携の例※科目数については代表的な3科目について記載。		
科目名	科目概要	連携企業等
臨床・臨地実習 I	歯科臨床・公衆衛生の現場において、円滑に業務を行う能力を養う	小野歯科医院・飯塚歯科医院・中野歯科医院・長谷川歯科医院 他
臨床・臨地実習 II	専門科目の領域として、臨床臨地実習を行つ。歯科臨床・公衆衛生および高齢者施設の現場において、円滑に業務を行う能力を身に着ける事を目的とする。全て校外実習とし、歯科医療機関及び高齢者施設において見学及び実習とする。	小野歯科医院・飯塚歯科医院・中野歯科医院・長谷川歯科医院・はじめ歯科医院 他
臨床・臨地実習 III	歯科臨床・公衆衛生及び高齢者施設の現場において、円滑に業務を行う能力を身に付ける事を目的とする。全て校外実習とし、歯科医療機関及び高齢者施設において見学及び実習とする。	小野歯科医院・飯塚歯科医院・中野歯科医院・長谷川歯科医院・はじめ歯科医院・社会福祉法人圓会 他

3.「企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。」関係			
(1)推薦学科の教員に対する研修・研究(以下「研修等」という。)の基本方針 実務に関する知識・技術・技能の向上と指導力の向上を目指した研修を実施する。また、教育研修規定に基づき、階層別研修やOJTによる組織的な人材育成の取り組みを支援するとともに、教員の学ぶ意欲や向上心を喚起する魅力ある研修を実施し、職員の自己啓発意欲を高める。又、他施設等が講師を招いて行う学外の研修等へも知識・技術向上のため積極的に参加する事を推奨することとしている。			
※研修等を教員に受講させることについて諸規程に定められていることを明記 実務に関する知識・技術・技能の向上と指導力の向上を目指した研修を実施する。また、教育研修規定に基づき、階層別研修やOJTによる組織的な人材育成の取り組みを支援するとともに、教員の学ぶ意欲や向上心を喚起する魅力ある研修を実施し、教員の自己啓発意欲を高める。又、他施設等が講師を招いて行う学外の研修等へも、知識・技術向上のため積極的に参加することを推奨することとしている。			
(2)研修等の実績			
①専攻分野における実務に関する研修等			
研修名:	太田新田新田歯科医師会令和5年スキルアップセミナー	連携企業等:	一般社団法人太田新田歯科医師会
期間:	令和6年2月4日	対象:	堤 梢江(歯科衛生士)
内容	患者さんの心をつかむプレゼン術 ~演出家の発想法のススメ~		
研修名:	県民公開講座	連携企業等:	公益社団法人群馬県歯科医師会
期間:	令和6年5月25日	対象:	戸田 恵理(歯科衛生士)
内容	早期回復を目指した周術期管理の工夫		
②指導力の修得・向上のための研修等			
研修名:	令和5年度教員研修	連携企業等:	一般社団法人群馬県専修学校各種学校連合会
期間:	令和5年12月20日	対象:	専任教員(歯科衛生士)3名
内容	発達障害とグレーゾーン・発達障害の対応と理解		
研修名:	令和5年中央カレッジグループ冬季全体研修	連携企業等:	株式会社FCE エデュケーション
期間:	令和5年12月22日(金)	対象:	全教職員
内容	コーチングについて		

(3)研修等の計画		
①専攻分野における実務に関する研修等		
研修名:	専任教員講習会Ⅱ	連携企業等: 全国歯科衛生士教育協議会
期間:	令和6年7月29日～8月2日	対象: 米岡 葉月(歯科衛生士)
内容	歯科衛生学教育法	
研修名:	第15回 歯科衛生士養成校教員研修会	連携企業等: 株式会社 松風
期間:	令和6年8月19日	対象: 戸田 恵理・堤 梢江 (歯科衛生士)
内容	歯科衛生士業務の多様化における働き方	
研修名:	太田新田歯科医師会スキルアップセミナー	連携企業等: 一般社団法人太田新田歯科医師会
期間:	令和6年10月20日	対象: 戸田 恵理・堤 梢江 (歯科衛生士)
内容	セルフケアの指導方法	
②指導力の修得・向上のための研修等		
研修名:	専任教員講習会Ⅱ	連携企業等: 全国歯科衛生士教育協議会
期間:	令和6年7月29日～8月2日	対象: 米岡 葉月(歯科衛生士)
内容	歯科衛生学教育法	

4. 「学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価を行い、その結果を公表していること。また、評価を行うに当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。」関係

(1) 学校関係者評価の基本方針

本校は企業等からの委員が参画した学校関係者評価委員会を設置する。委員会は情報提供された資料をもとに評価を実施し、報告を受けた学校長は評価結果を教育活動その他の学校運営の改善に生かすとともに、その結果をホームページなどで公表する。

(2)「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの評価項目	学校が設定する評価項目
(1)教育理念・目標	教育理念・目標
(2)学校運営	学校運営
(3)教育活動	教育活動
(4)学修成果	学修成果
(5)学生支援	学生支援
(6)教育環境	教育環境
(7)学生の受入れ募集	学生受入れ募集
(8)財務	財務
(9)法令等の遵守	法令等の遵守
(10)社会貢献・地域貢献	社会貢献・地域貢献
(11)国際交流	

※(10)及び(11)については任意記載。

(3) 学校関係者評価結果の活用状況

学校関係者評価委員会で委員から出された、学校の様子をわかりやすく知つもらう一つの方法として、見やすいホームページの構築を構築している

(4) 学校関係者評価委員会の全委員の名簿

令和6年7月25日現在

名 前	所 属	任 期	種 別
小野 好一	太田新田歯科医師会	令和6年4月1日～令和7年3月31日	団体役員
飯塚 光宏	飯塚歯科医院	令和6年4月1日～令和7年3月31日	企業等役員
對比地 悟	ついひじ歯科医院	令和6年4月1日～令和7年3月31日	企業等役員
永倉 学	永倉歯科医院	令和6年4月1日～令和7年3月31日	企業等役員
尾澤 美紀			卒業生
阿部 えりか			保護者

※委員の種別の欄には、学校関係者評価委員として選出された理由となる属性を記載すること。

(例)企業等委員、PTA、卒業生等

(5) 学校関係者評価結果の公表方法・公表時期

ホームページ、広報誌等の刊行物・その他( ))

URL: <http://www.chuo.ac.jp/cis/>

公表時期: 令和6年7月31日

5.「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。」関係

(1)企業等の学校関係者に対する情報提供の基本方針

本校は歯科衛生士養成校施設として、医療業界で期待される歯科衛生士を養成することを目的としている。教育目標について「現代の地域社会に貢献できる医療と衛生に関する高度の知識・技能を習得させ・国家資格・各種検定資格を取得し高い倫理性と豊かな人間性を持つスペシャリストを養成する」を掲げている。企業等の学校関係者に本校の教育活動その他の学校情報をホームページをはじめ、保護者会など各種懇談会等においても積極的に提供していく事を基本方針とする。

(2)「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの項目	学校が設定する項目
(1)学校の概要、目標及び計画	HPシラバスに記載
(2)各学科等の教育	シラバス・学生生活の手引きに記載
(3)教職員	組織図に記載
(4)キャリア教育・実践的職業教育	就職研究の時間を設け、担任、就職指導センターが協力して、就職指導から就職相談・カウンセリング等をきめ細かく行う
(5)様々な教育活動・教育環境	HP・学園新聞に記載
(6)学生の生活支援	定期的な学生面談を実施
(7)学生納付金・修学支援	定期的な学生面談を実施
(8)学校の財務	HPに記載
(9)学校評価	HPに記載
(10)国際連携の状況	応募の都度個別に対応
(11)その他	校内に掲示

※(10)及び(11)については任意記載。

(3)情報提供方法

**ホームページ** 広報誌等の刊行物・その他( ))

URL: <http://www.chuo.ac.jp/cis/>

公表時期: 令和6年7月31日

授業科目等の概要

(医療専門課程 歯科衛生士学科) 令和6年度										授業科目概要	授業方法	場所	教員	企業等との連携
分類	必修	選択必修	選択自由選択	授業科目名	配当年次・学期	授業単位数	講義	演習	実験・技術実習					
1	○			生物学	前	30	2	○		○		○	○	
2	○			化学	前	30	2	○		○		○	○	
3	○			心理学	通	60	4	○		○		○	○	
4	○			外国語Ⅰ	前	15	1	○		○		○	○	
5	○			外国語Ⅱ	前	15	1	○		○		○	○	
6	○			解剖学	前	45	3	○		○		○	○	
7	○			生理学	前	30	2	○		○		○	○	
8	○			歯牙解剖学・組織・発生学	通	75	5	○		○		○	○	
9	○			病理学	後	30	2	○		○		○	○	
10	○			微生物学	前	30	2	○		○		○	○	
11	○			一般薬理学	後	15	1	○		○		○	○	
12	○			歯科薬理学	後	15	1	○		○		○	○	
13	○			口腔衛生学Ⅰ	通	45	3	○		○		○	○	
14	○			口腔衛生学Ⅱ	通	45	3	○		○		○	○	
15	○			衛生学・公衆衛生学	通	30	2	○		○		○	○	
16	○			衛生行政・社会福祉	後	30	2	○		○		○	○	
17	○			歯科衛生士概論	前	15	1	○		○		○	○	
18	○			歯科医療倫理学	後	15	1	○		○		○	○	

19	○		歯科臨床概論	専門科目の「臨床歯科医学」の領域として歯科臨床概論を学ぶ。 歯科医療の概要を学び、その診療補助の基礎となる知識を得ることを目的とする。	1 前	30	2	○		○		○
20	○		保存修復学	専門科目「臨床歯科医学」の領域として保存修復学を学ぶ。 歯科保存修復学の概要を学び、その診療補助の能力を得ることを目的とする。	2 前	30	2	○		○		○
21	○		歯内療法学	専門科目「臨床歯科医学」の領域として歯内療法学を学ぶ。 歯内療法学の概要を学び、その診療補助の能力を得ることを目的とする。	2 前	30	2	○		○		○
22	○		歯周治療学Ⅰ	専門科目の「臨床歯科医学」の領域として歯周治療学を学ぶ。 歯周病の予防と治療法を学び「歯周病」が どのような病気であるか、原因や進行のメカニズムを理解したうえで適切な予防法及 び、治療法の目的や理論を理解していくことを目的とする。	1 後	15	1	○		○		○
23	○		歯周治療学Ⅱ	専門科目「臨床歯科医学」の領域として歯周治療学を学ぶ。 歯周病の予防と治療法を学び「歯周病」が どのような病気であるか、原因や進行の メカニズムを理解したうえで適切な予防法 及び、治療法の目的や理論を理解していく ことを目的とする。	2 前	15	1	○		○		○
24	○		歯科補綴学Ⅰ	専門科目「臨床歯科医学」の領域として歯科補綴学を学ぶ。 歯科補綴学の概要を学びその診療補助の能力を身に付けることを目的とする。	2 前	15	1	○		○		○
25	○		歯科補綴学Ⅱ	専門科目「臨床歯科医学」の領域として歯科補綴学を学ぶ。 歯科補綴学の概要を学びその診療補助の能力を身に付けることを目的とする。	3 後	15	1	○		○		○
26	○		口腔外科学Ⅰ	専門科目「臨床歯科医学」の領域として口腔外科学を学ぶ。 口腔外科学の概要を学び、その診療補助の能力を習得することを目的とする。	2 前	15	1	○		○		○
27	○		口腔外科学Ⅱ	専門科目「臨床歯科医学」の領域として口腔外科学を学ぶ。 口腔外科学の概要を学び、その診療補助の能力を習得することを目的とする。	3 後	15	1	○		○		○
28	○		小児歯科学	専門科目「臨床歯科医学」の領域として小児歯科学を学ぶ。 小児歯科学の概要を理解し、その診療補助の能力を習得し、さらに心身障害児等に対する 対応についても理解していくことを目的とする。	2 後	30	2	○		○		○
29	○		歯科矯正学Ⅰ	専門科目「臨床歯科医学」の領域として歯科矯正学を学ぶ。 歯科矯正学の概要を学び、その診療補助の能力を習得することを目的とする。	2 前	15	1	○		○		○
30	○		歯科矯正学Ⅱ	専門科目「臨床歯科医学」の領域として歯科矯正学を学ぶ。 歯科矯正学の概要を学び、その診療補助の能力を習得することを目的とする。	3 後	15	1	○		○		○
31	○		障害者歯科学	専門科目の「臨床歯科医学」の領域として高齢者・障害者歯科を学ぶ。 障害者歯科を学ぶことによって歯科衛生士に期待されている活躍の場を拡大し充実させ ていくための必要な概念、実践論につながる基本的な知識と技術を習得することを目的 とする。	2 前	30	2	○		○		○
32	○		歯科放射線学	専門科目の「臨床歯科医学」の領域として歯科放射線学を学ぶ。 歯科放射線学の概要を学び、歯科衛生士として必要な歯科放射線学についての理解を十 分に深めることを目的とする。	1 後	30	2	○		○		○
33	○		歯科予防処置論Ⅰ講義	専門科目の「口腔保健学」の領域として歯科予防処置論を学ぶ。 歯科予防処置について十分理解し、その手技を熟練していくとともに相互実習の訓練を 通じて、術者との共同動作を習熟することを目的とする。	1 通	15	1	○		○		○
34	○		歯科予防処置論Ⅰ実習	専門科目の「口腔保健学」の領域として歯科予防処置論を学ぶ。 歯科予防処置について十分理解し、その手技を熟練していくとともに相互実習の訓練を 通じて、術者との共同動作を習熟することを目的とする。	1 通	60	2	△		○	○	○
35	○		歯科予防処置論Ⅱ講義	専門科目の「口腔保健学」の領域として歯科予防処置論を学ぶ。 歯科予防処置について十分理解し、その手技を熟練していくとともに相互実習の訓練を 通じて、術者との共同動作を習熟することを目的とする。	2 通	15	1	○		○		○
36	○		歯科予防処置論Ⅱ実習	専門科目の「口腔保健学」の領域として歯科予防処置論を学ぶ。 歯科予防処置について十分理解し、その手技を熟練していくとともに相互実習の訓練を 通じて、術者との共同動作を習熟することを目的とする。	2 通	60	2	△		○	○	○
37	○		歯科予防処置論Ⅲ講義	専門科目の「口腔保健学」の領域として歯科予防処置論を学ぶ。 歯科予防処置について十分理解し、その手技を熟練していくとともに相互実習の訓練を 通じて、術者との共同動作を習熟することを目的とする。	3 通	15	1	○		○		○
38	○		歯科予防処置論Ⅲ実習	専門科目の「口腔保健学」の領域として歯科予防処置論を学ぶ。 歯科予防処置について十分理解し、その手技を熟練していくとともに相互実習の訓練を 通じて、術者との共同動作を習熟することを目的とする。	3 通	60	2	△		○	○	○

39	○		歯科保健指導論Ⅰ講義	専門科目の「口腔保健学」の領域として歯科保健指導論を学ぶ。 歯科保健指導および歯科衛生教育の基礎的技法を習熟し、臨床および公衆衛生活動に十分対応し得る能力を養うことを目的とする。	1 通	15	1	○		○	○		
40	○		歯科保健指導論Ⅰ実習	専門科目の「口腔保健学」の領域として歯科保健指導論を学ぶ。 歯科保健指導および歯科衛生教育の基礎的技法を習熟し、臨床および公衆衛生活動に十分対応し得る能力を養うことを目的とする。	1 通	60	2	△		○	○	○	
41	○		歯科保健指導論Ⅱ講義	専門科目の「口腔保健学」の領域として歯科保健指導論を学ぶ。 歯科保健指導および歯科衛生教育の基礎的技法を習熟し、臨床および公衆衛生活動に十分対応し得る能力を養うことを目的とする。	2 通	15	1	○		○	○		
42	○		歯科保健指導論Ⅱ実習	専門科目の「口腔保健学」の領域として歯科保健指導論を学ぶ。 歯科保健指導および歯科衛生教育の基礎的技法を習熟し、臨床および公衆衛生活動に十分対応し得る能力を養うことを目的とする。	2 通	30	1	△		○	○	○	
43	○		歯科保健指導論Ⅲ講義	専門科目の「口腔保健学」の領域として歯科保健指導論を学ぶ。 歯科保健指導および歯科衛生教育の基礎的技法を習熟し、臨床および公衆衛生活動に十分対応し得る能力を養うことを目的とする。	3 通	15	1	○		○	○		
44	○		歯科保健指導論Ⅲ実習	専門科目の「口腔保健学」の領域として歯科保健指導論を学ぶ。 歯科保健指導および歯科衛生教育の基礎的技法を習熟し、臨床および公衆衛生活動に十分対応し得る能力を養うことを目的とする。	3 通	60	2	△		○	○	○	
45	○		歯科保健指導論(栄養指導学Ⅰ)	専門科目の「口腔保健学」の領域として栄養指導学を学ぶ。 栄養学の概要を学び、歯科保健指導及び歯科衛生教育を適切に行うのに必要な栄養と食事指導について十分理解することを目的とする。	1 前	30	2	○		○	○	△	○
46	○		歯科保健指導論(栄養指導学Ⅱ)	専門科目の「口腔保健学」の領域として栄養指導学を学ぶ。 栄養学の概要を学び、歯科保健指導及び歯科衛生教育を適切に行うのに必要な栄養と食事指導について十分理解することを目的とする。	2 前	15	1	○		○	○		○
47	○		歯科保健指導論(栄養指導学Ⅲ)	専門科目の「歯科保健指導論」の領域として栄養指導学を学ぶ上でより深い知識を習得するために、生化学を学ぶ。 講義レベルとしては、高等學校卒業程度とし、高等學校履修範囲はすべて網羅した上で、さらに必要な範囲・知識を追加していく。	3 後	15	1	○		○	○		○
48	○		歯科診療補助論Ⅰ講義	専門科目の「口腔保健学」の領域として歯科診療補助論を学ぶ。 歯科診療補助に関する知識を取得し、その基本的実技を習熟し、臨床の場に十分対応し得る能力としていく事を目的とする。	1 通	15	1	○		○	○		
49	○		歯科診療補助論Ⅰ実習	専門科目の「口腔保健学」の領域として歯科診療補助論を学ぶ。 歯科診療補助に関する知識を取得し、その基本的実技を習熟し、臨床の場に十分対応し得る能力としていく事を目的とする。	1 通	30	1	△		○	○	○	
50	○		歯科診療補助論Ⅱ実習	専門科目の「口腔保健学」の領域として歯科診療補助論を学ぶ。 歯科診療補助に関する知識を取得し、その基本的実技を習熟し、臨床の場に十分対応し得る能力としていく事を目的とする。	2 通	30	1	△		○	○	○	
51	○		歯科診療補助論Ⅲ講義	専門科目の「口腔保健学」の領域として基礎介護技術を学ぶ。 基礎介護に関する知識を取得し、その基本的実技を習熟し、臨床の場に十分対応し得る能力としていく事を目的とする。	3 通	15	1	○		○	○		
52	○		歯科診療補助論Ⅲ実習	専門科目の「口腔保健学」の領域として基礎介護技術を学ぶ。 基礎介護に関する知識を取得し、その基本的実技を習熟し、臨床の場に十分対応し得る能力としていく事を目的とする。	3 通	60	2	△		○	○	○	
53	○		歯科診療補助論(歯科材料学)	専門科目の「口腔保健学」の領域として基礎介護技術を学ぶ。 基礎介護に関する知識を取得し、その基本的実技を習熟し、臨床の場に十分対応し得る能力としていく事を目的とする。	1 通	15	1	○		○	○		
54	○		歯科診療補助論(看護学)	専門科目の「口腔保健学」の領域として基礎介護技術を学ぶ。 基礎介護に関する知識を取得し、その基本的実技を習熟し、臨床の場に十分対応し得る能力としていく事を目的とする。	1 後	15	1	○		○	○		
55	○		歯科診療補助論(臨床検査学)	専門科目の「口腔保健学」の領域として基礎介護技術を学ぶ。 基礎介護に関する知識を取得し、その基本的実技を習熟し、臨床の場に十分対応し得る能力としていく事を目的とする。	1 後	15	1	○		△	○	○	
56	○		歯科診療補助論(基礎介護技術)	専門科目の「口腔保健学」の領域として基礎介護技術を学ぶ。 基礎介護に関する知識を取得し、その基本的実技を習熟し、臨床の場に十分対応し得る能力としていく事を目的とする。	3 前	35	1	△		○	○	○	
57	○		臨床・臨地実習Ⅰ	専門科目の領域として臨床・臨地実習を行なう。 歯科臨床・公衆衛生および高齢者施設の現場において、円滑に業務を行なう能力を身に付けることを目的とする。全て、校外実習とし、歯科医療機関において見学実習とする。	1 通	45	1	○		○	○	○	
58	○		臨床・臨地実習Ⅱ	専門科目の領域として臨床・臨地実習を行なう。 歯科臨床・公衆衛生および高齢者施設の現場において、円滑に業務を行なう能力を身に付けることを目的とする。全て、校外実習とし、歯科医療機関および高齢者施設において見学および実習とする。	2 後	360	8			○	○	○	

59	<input type="radio"/>			臨床・臨地実習Ⅲ	歯科臨床・公衆衛生および高齢者施設の現場において、円滑に業務を行なう能力を身に付けることを目的とする。全て、校外実習とし、歯科医療機関および高齢者施設において見学および実習とする。	3 前	455	11		○	○	○		
60	<input type="radio"/>			コミュニケーション論	選択必修科目として「健康と教養」を理解する為にコミュニケーション論を学ぶ。コミュニケーションの基本である「話す」ことから学び「聞く」技術も学ぶことでの確に意見を伝えられるコミュニケーション技法を体得する。	1 通	30	2	○	○	○			
61	<input type="radio"/>			ビジネス実務	選択必修科目として「健康と教養」を理解するためにビジネス実務を学ぶ。 具体的には、社会人としての常識やマナー・ビジネスに関する基礎的な知識を学習し、身に付けることを目的とする。	1 前	30	2	○	○	○			
62	<input type="radio"/>			秘書概論	選択必修科目として「健康と教養」を理解するために秘書概論（和裁）を学ぶ。医療人として臨機応変に対応するため、柔軟な考え方や十分に機転を利かせた判断、厳量な機密の保持などが必要となる。この科目では、どのような心構え、能力、人柄が望まれているのかを学ぶ。また、日本人としての基本的技能を身に付けるため小物を製作することを通して和裁を学ぶ。	1 前	30	2	○	△	○	○	○	
63	<input type="radio"/>			間連医学・高齢者歯科	選択必修科目の「健康と教養」の領域として間連医学（高齢者歯科）を学ぶ。高齢者の口腔保健を学ぶことによって歯科衛生士に期待されている活躍の場を拡大し充実させていくための必要な概念、実践論につながる基本的な知識と技術を習得することを目的とする。	3 通	30	2	○	○	○			
64	<input type="radio"/>			卒業研究	選択必修科目の「健康と教養」の領域として卒業研究を行う。 今まで学んだことを統合し、問題解決能力を高め歯科衛生士としての自分のビジョンを考える。	3 通	30	2	○ △ △ ○ ○					
合計						64	科目	2630時間 (119単位)						

卒業要件及び履修方法	授業期間等
卒業要件： 所定の修業年限以上を修了し、課程を修了したもの。	1 学年の授業区分： 前期・後期
履修方法： 現実における筆記試験を実施すると共に提出課業、実習履修及び課題提出物等を総合的に判断し、評価する。	1 学期の授業期間： 26 週

- (留意事項)  
 1 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合  
 については、主たる方法について○を付し、その他の方法について△を付すこと。  
 2 企業等との連携については、実施要項の3 (3) の要件に該当する授業科目について○を付すこと。